

第三章 本會ニ於く財團等の置き

第四章 附 則

第八條 本會取締役會員二名を有する事務所に於て本會の運営を監視する。

第九条

本會取締役會員二名を有する事務所に於て本會の運営を監視する。

第十条

本會取締役會員二名を有する事務所に於て本會の運営を監視する。

第十一條

本會代議員ハ會費完納會員五百名未滿ノ組合ハ五十名毎二名ヲ五百名以上ハ百名ニ一名ヲ選出スルモノトス

第十二條

委員會ハ執行委員及ビ委員ヲ以テ組織シ臨機會長之レヲ召集シ緊急事項ヲ協議決定ス

第十三條

執行委員會ハ執行委員ヲ以テ組織シ毎月一回以上會長之レヲ召集シ大會及ビ委員會ノ決議事項ヲ處理執行ス

一、大會 二、委員會 三、執行委員會

第十條 大會ハ執行委員會及ビ委員會並ビ二組合選出代議員ヲ以テ

組織シ毎年春期會長之レヲ召集シ本會ノ重要事項ヲ協議決定ス（但シ委員會ノ決議ニヨリ臨時大會ヲ開催スルコトヲ得）